



# 三重県公報

令和元年8月15日(木)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
239	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による指定猟法 禁止区域の指定	( 獣 害 対 策 課 )	2

告 示

三重県告示第 239 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定猟法禁止区域を指定します。

令和元年8月15日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 名称  
県北部指定猟法禁止区域
- 2 禁止する猟法の種類  
銃器又はわなを使用する猟法
- 3 区域  
四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市及び三重郡菟野町
- 4 存続期間  
令和元年11月1日から令和2年3月15日まで

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---